

令和元年 11 月 8 日  
都 市 局社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会  
第 24 回歴史的風土部会を開催

国土交通省は 11 月 14 日（木）、下記のとおり歴史的風土部会を開催します。  
令和 2 年度以降の明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針（明日香村整備基本方針）（案）について、意見交換します。

奈良県明日香村においては、明日香法※に基づき、これまで 10 年ごとに、国が明日香村整備基本方針を定め、同方針に基づき奈良県が明日香村整備計画を作成してきたところです。

現行の第 4 次整備計画は平成 22～令和元年度であることから、明日香村を巡る社会情勢変化等を踏まえ、引き続き特色ある歴史的風土を良好な状態で後世に引き継いでいくため、国土交通大臣は、令和 2 年度以降の明日香村整備基本方針を定め、それに基づき奈良県知事が明日香村整備計画を定めることを予定しています。

（※明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法）

## 記

1. 日 時：令和元年 11 月 14 日（木）13：30～15：00
2. 場 所：国土交通省 6 階都市局局議室（618 会議室）  
（東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館）
3. 議 題：
  - （1）付議事項について
  - （2）明日香村整備基本方針（案）について
4. 委 員：別紙のとおり
5. 取材等
  - ・ 報道関係者に限り、取材（傍聴・カメラ撮り）可。カメラ撮りは、会議の冒頭（都市局長の冒頭挨拶まで）のみといたします。
  - ・ 取材を希望される場合は、11 月 13 日（水）15：00 までにご所属、お名前、ご連絡先を下記問い合わせ先まで申込みください。なお、会議室の収容人数を超える場合は、申込み先着順といたします。
  - ・ 配布資料及び議事録は後日、国土交通省 HP に掲載いたします。  
[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s203\\_rekishi01.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s203_rekishi01.html)

## 問い合わせ先

国土交通省都市局総務課 企画調整係長 伊藤（32125）  
電話 03-5253-8111（代表）、03-5253-8393（直通）、FAX 03-5253-1584  
都市局公園緑地・景観課 課長補佐 富所（32983）  
古都保存係 軽石（32988）  
電話 03-5253-8111（代表）、03-5253-8954（直通）、FAX 03-5253-1593